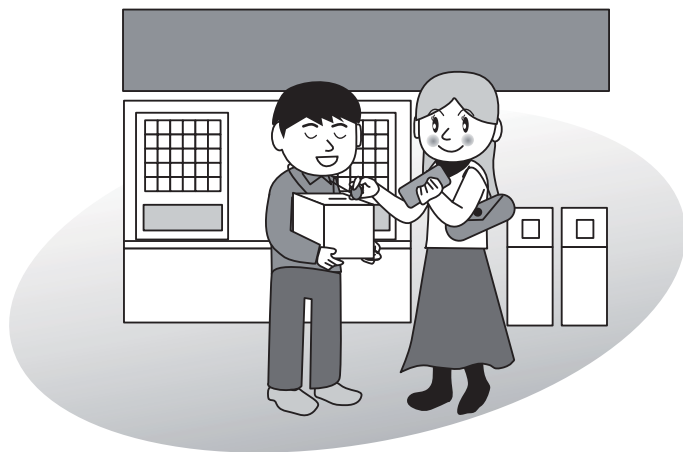
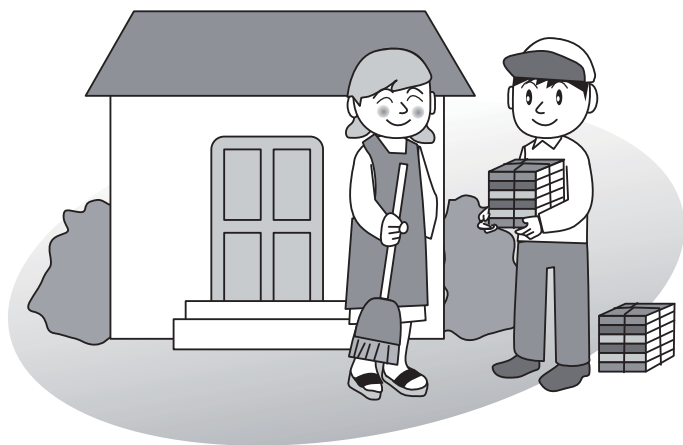


平成23年度版

# ボランティア活動保険 のご案内

## ボランティア等活動中

- ボランティア自身がケガをした（傷害事故）、  
他人にケガをさせてしまった、他人の物を壊してしまった（賠償事故）  
などの事故を幅広く補償します。



社会福祉  
法人 愛知県社会福祉協議会

<http://www.aichi-fukushi.or.jp/>

### [本制度の契約形態]

本制度は、ボランティア個人またはボランティアグループが加入申込者となり、ボランティア個人を被保険者として愛知県社会福祉協議会が一括して保険会社と締結する団体契約です。

# 加入申込者(ご加入できる方)

- ① ボランティア個人またはボランティアグループ
- ② 特定非営利活動法人(NPO法人) (認証通知書の写し、又は確認が必要です。)

# 被保険者[保険の対象となる方(傷害事故)または、保険の補償を受けられる方(賠償事故)]

- ① ボランティア個人
- ② ボランティアの監督義務者(賠償事故のみ)(注1)
- ③ NPO法人(賠償事故のみ)(注2)

(注1) ボランティアがお子様で責任能力がない場合には、親権者など監督義務者が法律上の賠償責任を負う場合があるため、被保険者とします。

(注2) NPO法人に所属するボランティアの場合、ボランティア活動中の事故によりNPO法人が法律上の賠償責任を負う場合があるため、被保険者とします。

# 対象となるボランティア活動

日本国内における「自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する無償のボランティア活動」(実費弁償程度のものは無償とみなします。)で下記のいずれかに該当する活動

- ① グループ等の会則に則り企画、立案された活動
- ② 社会福祉協議会に届け出た活動
- ③ 社会福祉協議会に委嘱された活動
- ④ 法人格を有するNPO活動(非営利)

※活動には活動のための学習会または会議等も含まれます。  
※活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象になります。  
自宅以外の場所から出発する場合は、その場所と活動場所の途上となります。(ただし、通常の往復路であること)

次のボランティア活動は補償の対象になりません

- ・海難救助または山岳救助ボランティア活動
- ・銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- ・野焼き・山焼きを行うまたはチェーンソーを使用する森林ボランティア活動
- ・学校の管理下で行う学生のボランティア活動等

# 特長

- ① ボランティア自身の食中毒(病原大腸菌・サルモネラ等)を補償
- ② 宿泊を伴う活動を補償
- ③ 防災・災害ボランティア活動を補償
- ④ 天災プラン加入の場合は、天災(地震等)によるケガも補償(傷害部分のみ)
- ⑤ 天災プラン加入の場合は、入院保険金1000日補償(傷害部分のみ)
- ⑥ 天災プラン加入の場合は、第三者加害行為によるケガを倍額補償(傷害部分のみ)
- ⑦ 日射病・熱射病を補償(傷害部分のみ)
- ⑧ ボランティア自身の特定感染症を補償

(感染症予防法に定める1類・2類・3類感染症の場合、葬祭費用、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金がかかります。)

## 特定感染症

エボラ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウィルスであるものに限りません。)、鳥インフルエンザ(H5N1)、ペスト、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸管出血性大腸菌感染症(O-157)、南米出血熱、結核など (2010年4月現在)

# 補償の対象となる事故

## ① 傷害事故

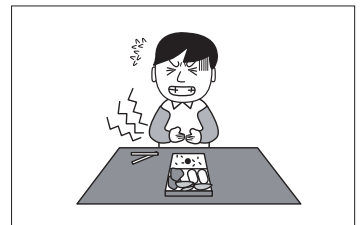
ボランティアがボランティア活動中の急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。



(1) ボランティア活動中に、転んでケガをした。



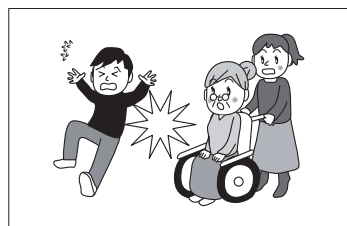
(2) ボランティア活動に向かう途中、交通事故にあった。



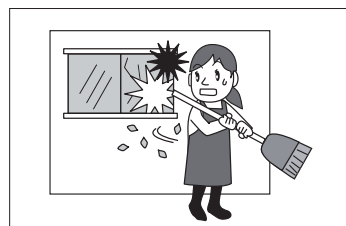
(3) 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になった。

## ② 賠償事故

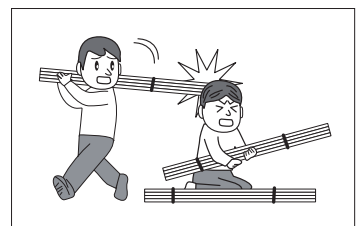
ボランティアがボランティア活動中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



(1) ボランティア活動中、誤って他人にケガをさせた。



(2) 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤ってガラスを割った。



(3) ボランティア活動での後片付け中、誤って他人にケガをさせた。

# 補償内容

## ◎ご加入プラン A・B・Cいずれかのプランをお選び下さい。 (基本プラン)

	保険金の種類	基本プランの補償内容	保険金額(補償の金額)		
			Aプラン	Bプラン	Cプラン
傷害事故 (注1)	死亡保険金	ボランティアの方がケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に不幸にして亡くなられた場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(注2)	1,100万円	1,200万円	2,200万円
	後遺障害保険金	ボランティアの方がケガのため、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の3~100%をお支払いします。(注3)			
	入院保険金日額 (1日につき)	ボランティアの方がケガのため入院された場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の入院日数1日に対し入院保険金日額をお支払いします。	6,500円	8,500円	7,800円
	通院保険金日額 (1日につき)	ボランティアの方がケガのため通院(往診)により医師の治療を受けられた場合、事故発生日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき(90日限度として)通院保険金日額をお支払いします。(注4)	4,500円	5,200円	4,500円
	手術保険金	入院保険金をお支払いする場合で、ボランティアの方がケガの治療のために事故発生日からその日を含めて180日以内に手術を受けたときは、入院保険金日額にその手術の種類に応じた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額をお支払いします。			
賠償事故	対人・対物共通	ボランティアの方が第三者の身体または財物に損害を与え、または名誉毀損やプライバシーの侵害により、法律上の損害賠償責任を負った場合に、1事故につき保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、損害防止費用や争訟費用及び弊社への協力費用等もお支払いできる場合があります。	5億円 (限度額)		
	人格権侵害				
加入者負担分		基本プラン	250円	300円	350円

(注1) 傷害事故の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

(注2) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を控除した残額をお支払いします。

(注3) 保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(注4) 平常の生活またはお仕事に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いできません。

※特定感染症(1類、2類、3類)により発病の日から180日以内に死亡した場合、葬祭費用として300万円を限度に葬祭費用の実額をお支払いします。

## ◎天災プランには以下の特約が付帯され、補償内容がグレードアップしますのでおすすめです。

天災危険担保特約	ボランティア活動中、地震もしくは噴火、津波及びこれらにともなって生じた事故、またはこれらにともなう秩序の混乱に基づいて生じた事故により死亡・後遺障害・ケガをした場合に対象になります。			
入院保険金・手術保険金日数延長 および通院保険金支払対象期間延長特約	ボランティア活動中のケガで入院した場合、事故発生日からその日を含めて1000日間以内の入院日数に対し保険金をお支払いします。またその間に手術を受けた場合は、手術保険金をお支払いします。ケガで通院した場合は、平常の生活または業務ができる程度に治った日までの通院日数に対し90日を限度に通院保険金をお支払いします。なお、事故の発生日から1000日以内の通院が対象となります。			
第三者加害行為等による傷害倍額 支払特約	ボランティア活動中の故意による加害行為(ひき逃げによる事故を含みます)によりケガをした場合、死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金を2倍にお支払いします。 ※第三者の加害行為(ひき逃げを含みます)は警察に届けた場合に限りです。 ※ひき逃げの場合、加害者がその事故の日からその日を含めて60日を経過してもなおお支払いできないものをいいます。			
加入者負担分	天災特約付プラン (天災特約付プラン掛金には上記基本プランの掛金も含まれています。)	Aプラン	Bプラン	Cプラン
		80円増 (330円)	90円増 (390円)	120円増 (470円)

※( )内は基本プランと合計した金額となります。

●天災危険特約付プランにおいて、入院保険金1000日の補償は事故の原因が天災か否かは問いません。

●補償内容は基本プランと同様です。

## 加入手続き

- ①別紙「加入申込書」に必要事項を記入・捺印の上、掛金を添えて、最寄の社会福祉協議会にご提出ください。既作成の名簿がある場合は、「加入申込書」に名簿コピーを添付してください。（名簿の書式は問いませんが、個々の加入者のプランを明記してください。）

※法人の場合は必ず法人印をご捺印ください

※必ず「加入申込書」に添付されている「重要事項説明書」を受領・確認し、「個人情報の取扱いに関する説明事項」に同意した上でお申込みください。

- ②社会福祉協議会がその内容を確認し、掛金を受領の上受付印を押印することによって加入手続きを完了とします。

## 補償期間

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時までです。

中途加入の場合は、加入手続きの完了した日の翌日午前0時から当年度3月31日午後12時までとなります。

- 補償期間の途中で加入する場合も同様の掛金となります。なお、中途脱退による掛金の払戻はありません。
- 中途でのボランティア活動保険加入者の入替はできません。

## 保険金をお支払いできない主な場合

### (1) 傷害事故

- ①ボランティア活動以外で発生したケガ
- ②被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ③自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転によるケガ
- ④脳疾患、疾病（心臓疾患を含む）、心神喪失によるケガ
- ⑤「むちうち症」、腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見がないもの
- ⑥地震、噴火、津波によるケガ（傷害事故は天災プラン加入の場合補償の対象となります。）
- ⑦職業または職務に従事している間のケガ など

### (2) 賠償事故

- ①被保険者の故意による事故
- ②被保険者の心神喪失に起因する事故
- ③同居の親族に対する事故
- ④自動車、航空機、船舶、銃器による事故
- ⑤地震、噴火、津波による事故
- ⑥職業上の業務遂行に起因する事故

など

自動車による事故は、加入者自身の傷害のみが対象となり、対人・対物事故等の賠償事故については対象となりません。（自動車保険にご加入ください。）

## 事故が起きたら…

ただちに、加入手続きを行った社会福祉協議会を通じて、以下の事項を書面にて、朝日火災海上保険(株)までご連絡ください。

- ①ボランティアの氏名、住所、連絡先
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故の原因、状況
- ④ケガの程度、病院名（傷害事故）
- ⑤相手の氏名、住所、連絡先、ケガまたは損害の程度（賠償事故）

※ただちにご連絡をいただけない場合、また、事実と異なる報告をされた場合には、保険金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。また賠償事故の場合、示談に際して朝日火災の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。朝日火災の承認なしに示談された場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

※保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。

●このパンフレットは、ボランティア活動保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、下記取扱代理店または朝日火災海上保険株式会社にお問い合わせください。

●この保険契約は、ボランティア活動保険で構成されています。

●保険金の代理請求人制度について

ケガの補償に関し、被保険者ご自身でご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となりうる方にはその旨をあらかじめお伝えください。

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2丁目4番7号



社会福祉  
法人

愛知県社会福祉協議会  
総務部

<http://www.aichi-fukushi.or.jp/> TEL052-232-1181(代表) FAX052-232-1191

### ■取扱代理店

〒460-0008

名古屋市中区栄2丁目14-5 山本屋本店栄ビル8階

愛知福祉朝日保険サービス

TEL052-221-0294 FAX052-221-0293

### ■お申し込みは

下記の市区町村社会福祉協議会まで

### ■引受保険会社

〒460-0003

名古屋市中区錦2-19-6

朝日火災海上保険株式会社

TEL052-231-4461 FAX052-232-2562